

令和6年7月10日

第13回水俣市農業委員会

## 第13回水俣市農業委員会

- |   |          |                             |     |         |     |         |  |  |  |
|---|----------|-----------------------------|-----|---------|-----|---------|--|--|--|
| 1 | 開催場所     | 庁舎2階会議室A B                  |     |         |     |         |  |  |  |
| 2 | 開催日時     | 令和6年7月10日                   |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 開会       | 9時30分                       |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 閉会       | 11時01分                      |     |         |     |         |  |  |  |
| 3 | 出席委員     |                             |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 農業委員     | 12名                         | 1番  | 坂本 隆司 君 | 8番  | 西本 和代 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 2番  | 竹下 正治 君 | 9番  | 戸次 治夫 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 3番  | 中村 清治 君 | 11番 | 廣島 康雄 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 4番  | 金田一充章 君 | 12番 | 前田 仁 君  |  |  |  |
|   |          |                             | 5番  | 淵上 正嗣 君 | 13番 | 山下 隆敏 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 6番  | 寒川 勝 君  |     |         |  |  |  |
|   |          |                             | 7番  | 山内 英明 君 |     |         |  |  |  |
|   | 推進委員     | 13名                         | 15番 | 宮森 功房 君 | 23番 | 松本 公昭 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 16番 | 蒔元 政廣 君 | 24番 | 森下 義孝 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 17番 | 竹本 義幸 君 | 25番 | 坂口 新一 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 18番 | 嶋田 一成 君 | 26番 | 山口 初憲 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 19番 | 岡本 成道 君 | 27番 | 古里 君廣 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 20番 | 中村 幸充 君 | 28番 | 山澤 親徳 君 |  |  |  |
|   |          |                             | 22番 | 池田 郁雄 君 |     |         |  |  |  |
| 4 | 欠席委員     |                             |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 農業委員     | 2名                          | 10番 | 稲田 祐市 君 | 14番 | 鬼塚 浩三 君 |  |  |  |
|   | 推進委員     | 1名                          | 21番 | 鐘ヶ江鼓子 君 |     |         |  |  |  |
| 5 | 議事日程     |                             |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 第1       | 議事録署名委員の選出                  |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 第2       | 議第43号 非農地証明書交付について          |     |         |     |         |  |  |  |
|   |          | 議第44号 農地法第3条の許可申請について       |     |         |     |         |  |  |  |
|   |          | 議題45号 農地法第5条の許可申請について       |     |         |     |         |  |  |  |
|   |          | 議題46号 農用地利用集積計画の申出について      |     |         |     |         |  |  |  |
|   |          | 議題47号 農用地利用集積等促進計画の申出について   |     |         |     |         |  |  |  |
|   |          | 議題48号 令和6年度最適化活動の目標の設定等について |     |         |     |         |  |  |  |
| 6 | 農業委員会事務局 |                             |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 局 長      | 山村 良一                       |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 主 幹      | 遠山 悦史                       |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 主 任      | 山内 哲郎                       |     |         |     |         |  |  |  |
|   | 主 任      | 山本 千夏                       |     |         |     |         |  |  |  |

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第13回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、12名です。 欠席者は、10番、稲田委員、14番、鬼塚委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、13番、山下委員、2番、竹下委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、13名です。 欠席者は、21番、鐘ヶ江委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、12番、前田委員にお願いします。</p>
<p>12番委員 (前田 仁君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項について、ご説明申し上げます。 報告事項(1)合意解約通知について、でございます。 議案書は、1ページになります。 2件でございます。 1番、2番とも借り人は同じ方で、議案書記載のとおりです。 1番の貸し人、土地の所在は、議案書記載のとおりで、地目は、台帳が田、現況は畑。 面積は985㎡です。 2番の貸し人、土地の所在は、議案書記載のとおりで、地目は、台帳が田、現況は畑。 面積は1,211㎡です。 合意解約日は、令和6年6月13日で、解約の理由は、農業担当の職員が退職され、後継者となる職員が見つからなかったため、農業をやめることになったためです。 2番につきましては、担当地区の農業委員の方が借り手方を探して、後程、議第46号の農用地利用集積計画の申出について、の新規の2番において、御審議いただくことになっております。 農地の場所につきましては、議案書2ページを御覧ください。 以上で、報告事項を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第43号、非農地証明書交付について、を議題といたします。 担当委員の説明をお願いします。</p>
7番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、7番、山内委員をお願いします。
7番委員	<p>非農地証明書交付について、議第43号の1番について御説明いたします。</p> <p>申請人は、議案書4ページの1番に記載のとおりです。 申請地の土地の所在、地番は、議案書記載のとおりです。 地目台帳は畑、現況は山林。 面積は4,979㎡となっています。 土地の現況の詳細は、平成27年に申請人が土地を購入されており、以前から申請地は山林化していました。 伐採等を試みていましたが、大木で耕作困難という判断で耕作を断念しまして、令和6年5月に山林部分を分筆しての申請です。 申請地は、5ページです。 私も、去年の農地調査のおり見ておりましたが、ここは無理だなと思っておりました。 大木が物凄く大きいです。 7月5日に申請人と土地家屋調査士、私と岡本推進委員、事務局2名で現地調査を行いました。 現地は、6ページに写真がありますが、凄い大木で、写真で見ても奥が分からないような所です。 分筆をしてということですが、分筆前は、物凄く広くて、四町一反くらいあり、凄く広いです。 周りの申請人の土地を入れたら、全体的に四町五反くらいあると思いますが、その残りの土地は重機を入れて、みかんを植えられていまして、収穫が出来るような状態にはなっています。 この周りも山林化しており、非農地として認定しても影響はないと考えました。 よって、農地法第2条に規定する農地には、該当しないと思われるので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

9番委員 (戸次治夫君)	はい。
議長	はい、9番、戸次委員。
9番委員	この非農地申請地にあたる土地の周りは、全部申請人が持主ですか。
7番委員	はい。
議長	はい、7番、山内委員。
7番委員	いや、全部ではありません。
9番委員	木をそのまま防風林にしていって、他の農地には何ら影響等はないのでしょうか。
7番委員	今、申請をされている土地の周りですね、周りは山林化しています。
9番委員	他の農地に影響がなければいいかなという話ですが、周りがどうだったのかなと、それだけお伺いしたかったです。
議長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第43号、非農地証明書交付については、証明書を交付することとしてよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議長	御異議もないようですので、議第43号、非農地証明書交付については、農地法第2条第1項の農地には該当しないため、証明書を交付することに決定します。 次に移ります。 議第44号、農地法第3条の許可申請について、を議題といたします。 1番、2番は、私の担当地区ですので、私から説明します。
1番委員	議第44号、農地法第3条の許可申請について、を説明いたします。

<p>(坂本隆司君)</p>	<p>8ページを御覧ください。  1番、2番の譲受人が一緒なので続けて説明します。  1番、譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。  地番は記載のとおりです。  地目は、台帳、現況共に畑です。  面積は、1,396㎡。  2番も、譲渡人、譲受人、土地の所在は、記載のとおりです。  地番は記載のとおりです。  地目は、台帳、現況共に畑です。  面積は、188㎡。  申請地は、9ページを御覧ください。  申請人は、前にも相談があり、その時は、市外に在住でしたが、今は、市内に住んでおられます。  現地調査を5日に行いました。  現在、ちょっとだけ作付けをしてありました。  そこに今流行っている、ムクナ豆と、切り花用に使う松の木を何本か植えてありまして、元々放棄地でしたので、放棄地が解消するのでいいのかなと思っています。  本人も、これまで農業に携わって来ておられて、農業には何ら問題ないかと思っています。  狭いほうは、畑にはならないように荒れていますけど、私が農地調査に入りますので、監視していきたいと思っています。  従いまして、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
<p>議 長</p>	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第44号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議もないようですので、議第44号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定します。  次に移ります。  議第45号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたし</p>

	<p>ます。      こちらも私の担当地区ですので、1番から3番までを私から説明します。</p>
1 番委員	<p>議第45号、農地法第5条の許可申請について、1番から3番まで説明いたします。</p> <p>1番、譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。地目は、台帳現況共に畑。</p> <p>面積は、1,249㎡の内406.7㎡です。</p> <p>転用目的、理由は記載のとおりです。</p> <p>申請地は、13ページを御覧ください。</p> <p>現地調査を、5日に行ってきました。</p> <p>ここは、お父さんの土地に娘さんが家を造るということです。</p> <p>ここは、下水が通っていませんので、合併浄化槽です。</p> <p>雨水は、側溝もありませんので、こちらの並びは配管を通して、雨水は海まで流すようになっています。</p> <p>海に流すのも、許可を得てあります。</p> <p>ここは全部排水溝がありませんので、そのように雨水は流す状態になっています。</p> <p>配置図は、14ページに記載のとおりです。</p> <p>資金のほうも、ちゃんと出来ておりますので、何ら問題はないかと思えます。</p> <p>従いまして、農地法第5条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建築しても問題ないと判断して参りましたので、よろしく願いします。</p> <p>すみません、農地区分は第3種農地です。</p> <p>続きまして2番を説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地番は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳、現況共に畑です。</p> <p>面積は、308㎡。</p> <p>転用目的は、記載のとおりです。</p> <p>申請地は、16ページを御覧ください。</p> <p>農地区分は、第1種農地です。</p> <p>5日に同じく、現地調査をしてきました。</p> <p>ここは1種農地ですが、集落に接続していますので例外的に許可することができます。</p> <p>申請人は、2軒先に実家がありますから、ここに家を建てたいということで、申請をされています。</p> <p>従いまして、農地法第5条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建築しても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程、よろしく願いします。</p> <p>続きまして3番を説明いたします。</p> <p>譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地番は、記載のとおりです。</p>

	<p>地目は、台帳、現況共に畑です。  面積は、442㎡。  利用目的は、記載のとおりです。  申請地は、16ページを御覧ください。  2番で説明しました所、これは1筆を分筆してあります。  ここも、譲渡人、譲受人は、親子ですので、親の近くで家を建てて生活をしたいということで、申請をされています。  ここも、下水が通っていませんので、合併浄化槽です。  雨水は、側溝が通っていますので、そちらに流れるようになっていますので、何ら問題ないかと思えます。  排水計画は、18ページに記載のとおりです。  ここは、道沿いの便利の良い所です。  この地区は、人口が減っていますので、こうやって建ててもらえれば、人口も増えていくのかなと。  大きい道が入っていますので、交通の便利も良くなっていますから、許可を下ろしてあげたほうが、市外ではなく市内の方に住めるのかなと思えます。  よって、農地法第5条の転用に係る許可基準により、個人住宅を建築しても問題ないと判断して参りましたので、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第45号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第45号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定します。  次に移ります。  議第46号、農用地利用集積計画の申出について、を議題といたします。  まず、新規設定の2番、再設定の1番、2番を審議した後、新規設定の1番を審議いたします。  担当委員は、説明をお願いします。</p>

13番委員 (山下隆敏君)	はい、議長。
議長	はい、13番、山下委員をお願いします。
13番委員	<p>議第46号、農用地利用集積計画の申出の2番について、説明いたします。</p> <p>議案書は20ページを御覧ください。</p> <p>貸し人、借り人、土地の所在は、議案書20ページの2番に記載のとおりです。</p> <p>面積は、2筆合計で2,134㎡です。</p> <p>1筆は、6月13日に合意解約がされた所です</p> <p>地目は、台帳が田で、現況が畑です。</p> <p>始期終期は、令和6年8月1日から令和11年7月31日までとなっています。</p> <p>利用目的は野菜で、利用権の種類は使用貸借権で、借賃は無償です。</p> <p>借り人の耕作面積は、自作地3,077㎡です。</p> <p>借り人は、年間150日以上就農されています。</p> <p>申出地は23ページを御覧ください。</p> <p>貸し人は、高齢で農作業が出来なくなり、土地を貸したいという事で、借り人が野菜を作りたいという申出がありました。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
7番委員	はい、議長。
議長	はい、7番、山内委員をお願いします。
7番委員	<p>農用地利用集積計画申出の利用権再設定1番について御説明いたします。</p> <p>貸し人、借り人、土地の所在は、議案書21ページ1番に記載のとおりです。</p> <p>面積は、2筆合計2,557㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年8月1日から令和7年7月31日までの1年間です。</p> <p>利用目的は、玉葱の栽培です。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借賃は、記載のとおりです。</p> <p>借り人の農地経営面積は、24,079㎡で、農業従事者は、本人と父親の2名です。</p> <p>みかんの栽培と、玉葱の栽培をされています。</p> <p>農作業従事日数は、年間300日で、申出地は24ページに記載されているとおりです。</p>

	<p>申出地は、議案書24ページを御覧ください。</p> <p>今は、玉葱の収穫も終わり、マルチも撤去されていて、ヒマワリとソルゴーを植えてありました。</p> <p>7月4日に、岡本推進委員と現地を確認してきました。</p> <p>この度、1年間の利用権の期限が来ましたので、利用権の再設定の申し出です。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
2番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議長	はい、2番、竹下委員にお願いします。
2番委員	<p>21ページ議第46号、農用地利用集積計画申出、再設定について2番の説明いたします。</p> <p>貸し人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田になっています。</p> <p>面積は、3筆合計で、2,115㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年8月1日から令和9年7月31日までの3年間です。</p> <p>利用目的は、水稻。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権で物納。</p> <p>借り人は、記載のとおりです。</p> <p>経営面積は、記載のとおりで、従事者は1名となっていますが、お父さんが手伝っておられます。</p> <p>借り人の農業経営は水稻栽培で、合鴨農法で長年同じ所で行われています。</p> <p>年間従事日数は、200日以上です。</p> <p>普段の管理は、お父さんが手伝われています。</p> <p>申請地は25ページを御覧ください。</p> <p>申請地の隣が、借り人の持っている水田で、その横に実家があります。</p> <p>7月7日に宮森推進委員と現地確認に行きました。</p> <p>お父さん夫婦がおられて、話を聞いてまいりましたが、自分の田の隣が荒れてしまったら困るという事で、引き受けて耕作をされています。</p> <p>稲の丈も大きくなりまして、合鴨が元気に仕事をしていました。</p> <p>貸し人の方は高齢で、子供達が市内に居ないということで、耕作してもらえたら嬉しいと言っておられました。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>

議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第46号、農用地利用集積計画の申し出についての新規設定の2番、再設定の1番、2番については承認してもよろしいでしょうか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第46号、農用地利用集積計画の申し出についての新規設定の2番、再設定1番、2番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 続きまして、議第46号、農用地利用集積計画の申し出について、の新規設定の1番を審議いたします。 なお、新規設定の1番の借り人である金田一委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、金田一委員の退場をお願いします。
	(金田一委員退場)
議 長	新規設定の1番は、私から説明します。
1番委員	議第46号、農用地利用集積計画申出の1番について、説明いたします。 貸し人、借り人、土地の所在は、記載のとおりです。 地番は、記載のとおりです。 地目は、台帳現況共に田です。 面積が、1,584㎡の内1,200㎡です。 始期終期は、令和6年8月1日から令和16年7月31日の期間が10年。 利用目的は、野菜。 借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 借り人の経営状況は、記載のとおりです。 申請地は、22ページを御覧ください。 この土地は前回、別の農業委員の方が借りられていて、合意解約をされた所です。 遊休農地になっていましたので、今回、借り人が申請されたとこ

	<p>ろです。</p> <p>本人は玉葱とか、いろんな耕作をされています。</p> <p>近隣の他の土地も借り人が玉葱を耕作されていて、頑張っておられます。</p> <p>この地区で唯一、野菜栽培をされていておられます。</p> <p>申請地の下のほうを確認に行ったんですが、去年まで里芋を作っていました、今年から焼酎芋を栽培されていますので、来年はここも、焼酎芋を栽培されるのかなと思っています。</p> <p>非常に頑張っておられます。</p> <p>よって、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。</p>
9 番委員	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、9番、戸次委員。</p>
9 番委員	<p>1, 584㎡の内の1, 200㎡で残りは、地図を見てもらいますと、申請地の右側は、道路際に大きなクヌギがあり日当たりが悪く、排水も悪い状態で、耕作は難しいということです。</p> <p>借り人には申し訳ないですが、この方が借りたら一番いいかなと思っていますいたら借りられるようになって大変助かっております。</p> <p>皆さん、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>他にございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第46号、農用地利用集積計画の申し出についての新規設定の1番については、承認してもよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第46号、農用地利用集積計画の申出についての新規設定の1番については、承認することに決定いたします。</p> <p>金田一委員の入場を認めます。</p>
	<p>(金田一委員入場)</p>

議 長	<p>次に移ります。</p> <p>議第47号、農用地利用集積等促進計画の申出について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の説明をお願いします。</p>
6 番委員 (寒川 勝君)	はい、議長。
議 長	はい、6番、寒川委員をお願いします。
議 長	<p>議第47号、農用地利用集積等促進計画の申出、再配分の1番について御説明いたします。</p> <p>議案書は27ページを御覧ください。</p> <p>貸し人、転借人は、議案書1番に記載のとおりです。</p> <p>申出地は、元々貸し人から転貸人が借りて、水稻を栽培されていますが、今回、貸借期限の終期が来ることに伴い、再度、配分するものです。</p> <p>土地の所在地は、議案書に記載されているとおりです。</p> <p>面積が3筆合計で2,820㎡です。</p> <p>3筆とも地目は、台帳現況共に田です。</p> <p>始期終期は、令和6年9月1日から令和11年8月31日まで、期間5年となっています。</p> <p>利用目的は、水稻です。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権となっています。</p> <p>申請地は28ページを御覧ください。</p> <p>農業用のため池がありますが、それより西側です。</p> <p>この近隣に、この3筆の土地があります。</p> <p>借り人の経営面積は、議案書記載のとおりです。</p> <p>農業従事者として御主人が1名、その補助者として奥さんが1名でやっておられます。</p> <p>従事日数は、年間100日以上となっています。</p> <p>よって、農地中間管理事業者の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程、よろしく御願いたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第47号、農用地利用集積等促進計画の申し出についての、再配分の1番については、承認してもよろしいでしょうか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第47号、農用地利用集積等促進計画の申出については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。 次に移ります。 議第48号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	議第48号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、御説明いたします。 議案書は29ページから38ページまでになります。 毎年、議案として御説明しているものになります。 それでは、主なものについて順に、説明させていただきます。 まず、30ページを御覧ください。 ローマ数字のⅠ、農業委員会の状況ですが、農林業センサス及び現状を基に記載するようになっております。 1番、農業委員会の現在の体制、及び2番、農家・農地等の概要につきましては、記載のとおりです。 31ページを御覧ください。 Ⅱ最適化活動の目標の1、最適化活動の成果目標の(1)農地の集積、①現状及び課題の表を御覧ください。 管内の農地面積(A)811haに対し、担い手等への集積面積は229haとなり、集積率は28.2%となっております。 次に、②目標の表を御覧ください。 まず農地の集積の目標年度ですが、県の農業振興地域整備基本方針に合わせて、令和11年度を目標年度とし、集積率は、局長通知により、80%を目指すこととされております。 中段の新規集積面積は、108haとなっておりますが、これは80%の目標達成のために1年間で新たに集積が必要な面積を記入しております。 次に、(2)遊休農地の解消、①現状及び課題ですが、令和5年度末時点の遊休農地面積は204haとなっており、うち緑区分は12

	<p>2 ha、黄色区分は 83 ha でした。</p> <p>②の目標のアの a 緑区分の遊休農地の解消につきましては、令和 3 年度が基準年度となっており、表の 2 段目、解消目標面積は、25.2 ha となっています。</p> <p>同じく、b 黄色区分の遊休農地の解消については、関係機関と協議のうえ解消を図るとしています。</p> <p>なお、イ、新規発生遊休農地の解消については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地は全て解消するようになっており、その数値は 40 ha となっております。</p> <p>続いて、32 ページを御覧ください。</p> <p>(3) 新規参入の促進、①現状及び課題につきましては、水俣芦北地域 1 市 2 町及び県等とプロジェクトチームを作り、新規就農者の相談会等に取り組んでいることで記載のとおり数の参入者となっております。</p> <p>②の目標につきましては、表の 2 段目、新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積は、2.2 ha となっています。</p> <p>次に 2、最適化活動の活動目標、(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、1 人当たりの活動日数は、前年度までは月 6 日でしたが、今年度は月 10 日としています。</p> <p>前年度の実績は、皆様の平均で月 5 日でしたので、今年度は、より細かく記録を取っていただきたいと思います。</p> <p>次に (2) 活動強化月間の設定目標と、(3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、記載のとおりで、前年度と同じ内容となっています。</p> <p>33 ページから 38 ページは、昨年度の実績でございますが、個別の説明は割愛させていただきますが、一点、37 ページをご覧ください。</p> <p>37 ページ、一番最後の推進委員等の点検、評価結果につきましては、各委員個人の、農地集積、遊休農地解消、新規参入のための所有者等から同意を得た面積の達成状況に応じた点数と、月の活動平均に応じた点数を合計した点数により、評語が決定されるもので、前回から実績として公表されることとなっておりますので、御承知おきくださいますようお願いいたします。</p> <p>以上、目標等につきまして説明申し上げます。</p> <p>なお、この目標等につきましては、事前に熊本県農業会議に確認を行っていただいた上で、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定により、公表することとされておりますので、今後、ホームページでの公表を行う予定でございますので申し添えます。</p> <p>つきましては、御審議、御承認の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

9 番委員	はい。
議 長	はい、9 番、戸次委員。
9 番委員	<p>31 ページの一番下のイ、新規発生遊休農地の解消で、前年度発生した遊休農地解消の目標面積という事を出してありますが、どうして作られなくなったかというのが一番の問題ですよね。</p> <p>そこを借り手がいるのかいないのかということで、山手じゃなかなか借り手が見つからないでいます。</p> <p>この目標面積が妥当かわかりませんが、どういう形で算出してありますか。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	そこについては後程、資料を準備させて頂く形でよろしいでしょうか。
9 番委員	はい。
議 長	はい、9 番、戸次委員。
9 番委員	<p>今年、田植えが終わった後で、近隣の田を見回りしてみたら、去年植わっていた田が、今年は田植えをしていないので、また遊休農地が増えるのかなと心配しています。</p> <p>遊休農地がどんどん増えていくけど、それをどのように解消するのが一番の問題かなと思います。</p> <p>面積だけでなく、形とか公表とか、いろんなことをしてから、面積を決めて、どこに作らせたいとか、情報等があればまだまだ下がると思うんだけど、なかなか難しい面積かなと思います。</p>
議 長	<p>これを解消するのは、事務局だけではなく農業委員のほうでも、どうやって解消するか話し合っていくのが農業委員会です。</p> <p>今、言われたように、去年は植わっていたが今年は植わっていない。</p> <p>その時に所有者さんに、今年はどうしたのか尋ねるのが、その地域の農業委員さんじゃないかと思います。</p> <p>それが農業委員の仕事かなと。</p>
28 番委員 (山澤親徳君)	はい。

議 長	はい、28番、山澤委員。
28番委員	中山間地では、90歳近い人達ばかりなんです。 後継者、若い人がいないわけです。 私も畜産農家に、牧草はどうですかと相談したら、大型機械を入れるから一反くらいの田じゃ駄目だということです。
議 長	今年は玉葱を植えようという事で、中山間地の2か所に一反ずつ。 種子のほうも頼みましたので。 2月、3月の収穫を試しにしますので、そういうのをやりながら、遊休農地を解消すればと思うんですけど。
28番委員	玉葱を作って頂ければ助かります。 ただ一つは、鳥獣害対策ですね。 玉葱でも鹿の被害があり、どうにもならない。
議 長	私は焼酎芋を作ったところ、猪が畑に入ったので、電柵等、鳥獣対策をしたら、猪の被害は無くなっている。 鳥獣被害をやると遊休農地が解消する。 結局、作る作物が無い、鳥獣被害から遊休農地になってくるわけです。
7番委員	はい。
議 長	はい、7番、山内委員。
7番委員	そうでしょうか。 私は高齢化で土地はあるが、する人がいないというのが一番かなと。
議 長	今年、玉葱を作りますよね。 焼酎芋も、ほとんど手がいらないうです。 遊休農地を解消するにはどうすればいいか、ある程度は農業委員で考えていかないと、水俣市の農地の管理者ですので。 農業委員で寄ってこういう機会を設けて話し合いをしましょう。
議 長	御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第48号、令和6年度最適化活動の目標の設定等について、は、本案のとおり決定してよろしいですか。

	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第48号、令和6年度最適化活動の目標の設定等については、本案のとおり決定いたします。 全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第13回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員